

■1 普通傷害保険について

普通傷害保険では、被保険者(補償の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされた場合に保険金をお支払いします。

【保険金の種類】

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険金

通院保険金

なぜ、自治会活動保険や行事参加者(レクリエーション保険)タイプの保険ではダメなのか？

主な理由は・・・

1. 活動参加者に、賃金などの労働による対価が支払われている。
(対価が支払われている場合は、「就業」とみなします。)
2. 活動に専ら人力によるもの以外に、建設用重機や機械装置などを使用して行う作業が混在している。
(運転や操作に必要な資格の有無は問いません。)
3. 活動を行う場所に、交通量の多い道路の路肩や、水深の深いため池や水路の周囲など、危険個所が含まれている場合などがある。



草刈り機を使用
しての作業状況



バックホーを使用
しての作業状況

(注)上記の理由は、弊社の「普通保険約款」や「特約」等によるものです。

■2 お支払いする保険金について

団体の指揮命令下での業務の遂行中(団体の活動中をいいます。)および往復途上(出退勤途上)に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者(補償の対象となる方)が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。

表1

保険金の種類	保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金
死亡保険金※1	ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金※1	ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
入院保険金※2	ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で入院された場合に、入院の日数に対して、180日を限度に、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、ケガ(事故)の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 イ. 入院中の手術の場合 手術保険金額 = 入院保険金額 × 10倍 ロ. イ、以外の手術の場合 手術保険金額 = 入院保険金額 × 5倍 ただし、1事故につきケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
通院保険金※2	ケガ(事故)の日からその日を含めて180日以内にそのケガが原因で通院(往診を含みます。)された場合に、通院の日数に対して、90日を限度に、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、ケガ(事故)の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金はお支払いできません。

※1 死亡保険金・後遺障害保険金については、合計して、保険期間を通じ各被保険者(補償の対象となる方)の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

※2 入院保険金および通院保険金は、それぞれ1日目から保険金をお支払いします。

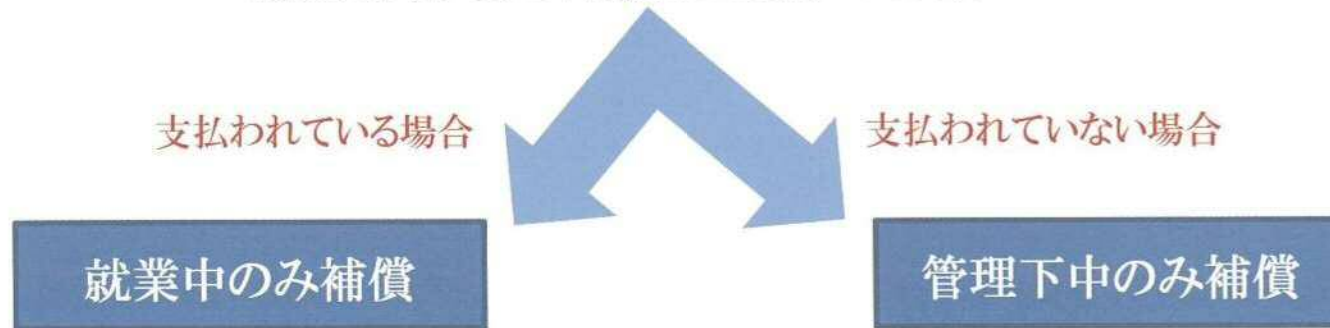
■3 就業中および管理下中のみ補償とは

就業中および管理下中のみ補償とは、記名被保険者の方が団体の指揮命令下での業務の遂行中(団体の活動中)や、自宅から作業現場までの往復途上(出退勤途上)^(注)に、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体的な損害のみに限定した補償です。

(注)往復途上(出退勤途上)に、合理的な経路を逸脱された場合には、保険金はお支払いできません。

【就業中と管理下中の違い】

活動参加者に賃金や報酬など、労働による対価が・・・



〈お引受けする内容〉 ※保険契約者は、地域協議会に所属される各団体となります。

●労働による対価が支払われている場合

傷害保険普通保険約款に、就業中のみの危険補償特約および通算短期率適用契約に関する特約をセットしてお引受けします。

●労働による対価が支払われていない場合

傷害保険普通保険約款に、管理下中の傷害危険補償特約および通算短期率適用契約に関する特約をセットしてお引受けします。

◆よくあるご質問◆

Q.1 参加者の方に、賃金としての対価の支払いはしていないが、パンやジュースを支給している場合や、作業がお昼をはさみ長時間になる場合にお弁当を支給していたり、休憩時のお茶代として少額の金銭を支払っている場合は、就業中または管理下中のどちらになりますか？

A.1 支給されるパンやジュースまたはお弁当が社会的通念に照らして少額といえるものであれば報酬や対価とはみなしませんので、これらの場合は管理下中に該当します。ただし、作業時間に照らして高額といえるものについては対価(現物支給)とみなします。

■4 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

【保険金をお支払いする場合】

団体の指揮命令下での業務の遂行中(団体の活動中をいいます。)および往復途上(出退勤途上)に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者(補償の対象となる方)が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。

(保険金のお支払い例)

1. 団体の活動中に、転倒して骨折し、治療のために入院し、退院後に通院した。
2. 団体の活動に参加するため、自宅を出て活動現場に向かっている途中で蜂に刺され、治療のために通院した。

【保険金をお支払いできない主な場合】

- ①故意または重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故
- ②地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする事故
- ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故
- ④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、フリークライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故
- ⑤自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準ずる行為を含みます)、競争、興行または試運転けいをしている間の事故
- ⑥頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ⑦細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

など

※保険金は健康保険、労災保険、生命保険に関係なくお支払いします。

■5 通算短期率適用方式のご契約について

【通算短期率適用方式とは】

被保険者(補償の対象となる方)が特定の活動を行っている間(就業中または管理下中)のケガ(事故)を補償する場合において、その活動日が特定の期間に集中していないようなときに、年間の活動日を通算した日数によって算定した短期率(=通算短期率)を適用して契約をする方式をいいます。

【通算短期の日数】

通算短期率の日数は、下の表2のとおりです。

表2

	①	②	③	④	⑤
活動予定日	7日以内	15日以内	30日以内	60日以内	90日以内

(例)前年度の活動日または今年度の活動予定日のそれぞれ通算した日数が年間45日であれば、活動日数は「④60日以内」として、お申込みをしていただくことになります。

(注)前年度の活動日または今年度の活動予定日のそれぞれ通算した日数が年間90日を超える場合には、お手数ですが弊社または取扱代理店までご相談下さい。

【活動実績が「ある」場合 ～団体前年活動実績方式～】

前年度の活動実績が「ある」団体様には、「団体前年活動実績方式」でのお申し込みをご案内させていただきます。団体前年活動実績方式とは、前年度の活動実績から団体の年間活動日数を算出し、それらの日数に対応する通算短期率を適用して保険料を計算します。

お申込みの際は、前年度分の活動記録(様式第1-6号 8P、■6の表3をご参照下さい。)に記載のある団体活動日の日数を通算してお申込みをしていただくことになります。

(注1)前年度の団体活動実績とは、平成26年4月分から平成27年3月分までのものをいいます。

(注2)前年度活動実績の活動日を、弊社指定の用紙(様式A)にて、お申込み時にご提出いただきます。

【活動実績が「ない」場合 ～団体活動日特定方式～】

前年度の活動実績が「ない」もしくは「団体発足後1年未満」の団体様には、「団体活動日特定方式」でのお申し込みをご案内をさせていただきます。

団体活動日特定方式とは、今年度の活動予定表から団体の年間活動日を算出し、それらの日数に対応する通算短期率を適用して保険料を計算します。

なお、この団体活動日特定方式は、予定していた活動日が何らかのご事情や気象条件等で変更となる場合には、弊社または取扱代理店まで遅滞なく、事前に通知していただく必要がございます。万一、この通知をいただかず、お申込みの際に届け出ていただいた活動予定日以外の日に活動をなされた結果、その日に事故が発生しても保険金のお支払いの対象とはなりません。

つきましては、お申込みの後も活動予定日の変更通知をお忘れにならないよう注意が必要となります。

(注1)今年度の団体活動予定日とは、平成27年4月分から平成28年3月分までのものをいいます。

(注2)活動予定日の届け出は弊社指定の用紙(様式A)にて、お申込み時にご提出いただきます。

(注3)活動予定日に変更のある場合には、弊社または取扱代理店まで書面にて事前に通知していただく必要がございます。

■6 お申込みにあたって

【活動実績が「ある」場合 ～団体前年活動実績方式～】

1. お申込みにあたっては、前年度の活動記録(様式第1-6号の平成26年4月分から平成27年3月分までのもの)に記載のある団体活動日の日数を通算していただき、①7日以内から⑤90日以内(6P、■5の表2をご参照下さい。)のいずれかの日数でのお申込みとなります。
2. 被保険者数の算出は、前年度の活動記録(様式第1-6号の平成26年4月分から平成27年3月分までのもの)に記載のある団体活動日の1日あたりの最大総参加人数となります。

(例)下の表3の場合、前年度の団体活動記録(様式第1-6号)に記載された活動日の通算した日数が45日と仮定しまして、団体活動日の1日あたりの最大総参加人数は7月14日の134名ですから、この場合は、活動予定は④60日以内となり、被保険者数は134名としてお申込みをしていただくこととなります。

表3

実施月日	活動実施日時				活動参加人数				
	実施時間		実施時間	総参加人数	農業者			農業者	
	時間帯	実施時間			農業者	農業者	農業者		
4月14日	9時00分	～	11時30分	2.5時間	2	人	2	人	0
4月14日	12時30分	～	16時00分	3.5時間	35	人	35	人	0
4月14日	16時00分	～	17時30分	1.5時間	35	人	35	人	0
4月14日	20時00分	～	22時30分	2.5時間	5	人	5	人	0
4月20日	8時00分	～	15時00分	7.0時間	31	人	31	人	0
4月21日	8時00分	～	9時00分	1.0時間	8	人	3	人	5
4月21日	9時00分	～	10時00分	1.0時間	2	人	2	人	0
4月21日	10時00分	～	11時00分	1.0時間	2	人	2	人	0
4月21日	11時00分	～	12時00分	1.0時間	4	人	4	人	0
4月29日	9時00分	～	10時00分	1.0時間	2	人	2	人	0
4月29日	10時00分	～	11時00分	1.0時間	2	人	2	人	0
5月3日	9時00分	～	10時00分	1.0時間	2	人	2	人	0
5月3日	10時00分	～	12時00分	2.0時間	2	人	2	人	0
5月12日	7時00分	～	9時00分	2.0時間	7	人	1	人	6
5月19日	9時00分	～	10時00分	1.0時間	2	人	2	人	0
5月20日	8時00分	～	11時00分	3.0時間	2	人	2	人	0
6月3日	7時00分	～	9時00分	2.0時間	61	人	21	人	40
7月7日	7時00分	～	10時00分	3.0時間	41	人	41	人	0
7月13日	19時00分	～	22時00分	3.0時間	2	人	2	人	0
7月14日	8時00分	～	9時30分	1.5時間	99	人	43	人	56
7月14日	20時00分	～	21時30分	1.5時間	35	人	26	人	9
7月22日	8時30分	～	11時30分	3.0時間	10	人	2	人	8

【活動実績が「ない」場合 ～団体活動日特定方式～】

1. お申込みにあたっては、今年度の活動予定日を通算していただき、①7日以内から⑤90日以内(6P、■5の表2をご参照下さい。)のいずれかの日数でのお申込みとなります。
2. 被保険者数の算出は、年間団体活動予定日の1日あたりの最大総参加予定人数となります。

(注1)団体前年活動実績方式および団体活動日特定方式ともに、準記名式(無記名)でのお申込みとなりますので、お申込みの際に名簿の提出は必要ございません(事故時に提出が必要となります。)。また、保険満期時の確定精算も必要ございません。

(注2)団体前年活動実績方式および団体活動日特定方式ともに、お申込みの際に被保険者の年齢や性別は問いません。

■7 補償プラン

表4

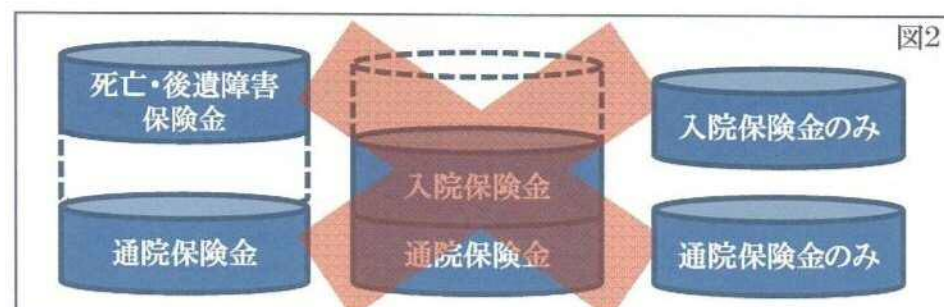
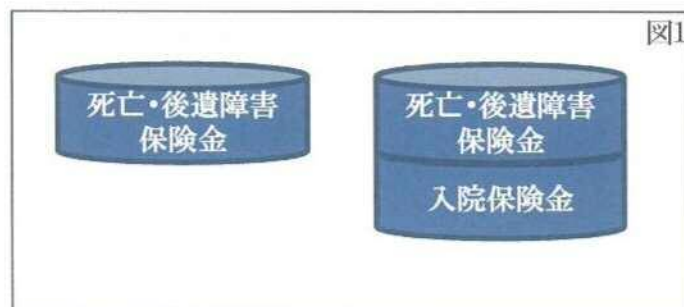
	①	②	③	④	⑤
死亡・後遺障害 保険金額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
入院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
通院保険金日額	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円

上の表4の補償プランのほかにも、ご要望に合わせた補償プランのご案内も承ります。

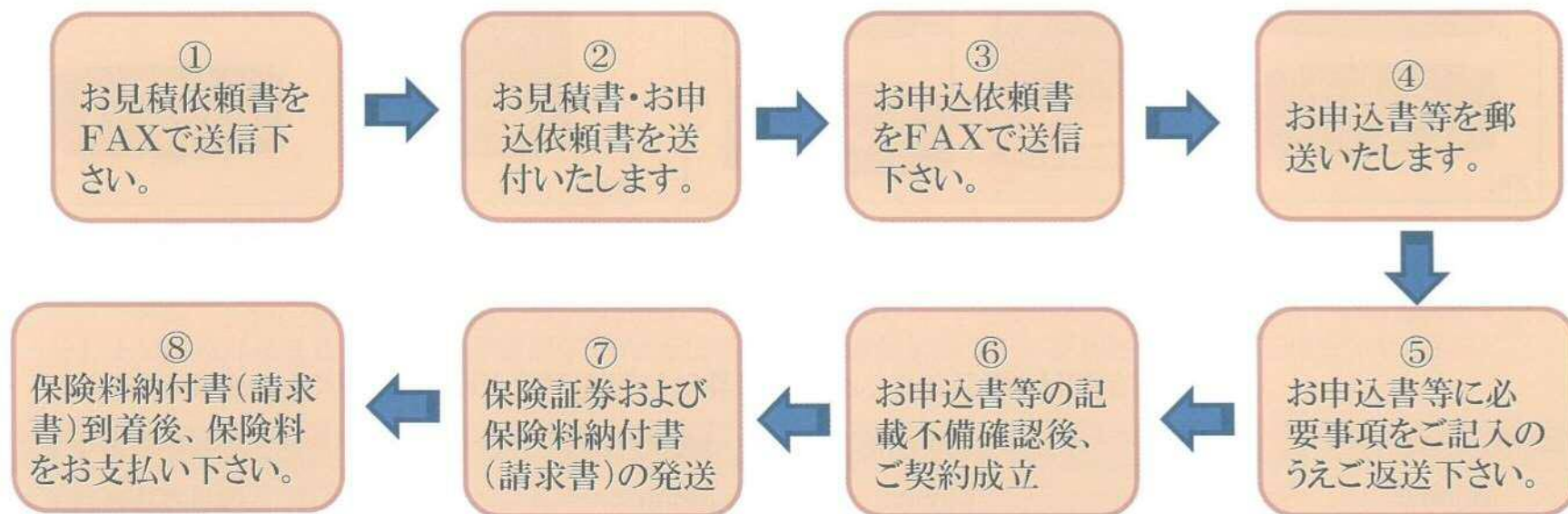
(注1)下の図1のように「死亡・後遺障害保険金」のみや、「死亡・後遺障害保険金＋入院保険金」のみのお申込みもできます。

ただし、「死亡・後遺障害保険金」のみでお申込みをなされた場合は、「手術保険金特約」は有りませんのでご留意下さい。

(注2)下の図2のように、「死亡・後遺障害保険金＋通院保険金」のみ、「入院保険金＋通院保険金」のみ、「入院保険金」のみ、「通院保険金」のみのお申込みはできませんので、予めご了承下さい。



■8 お申込みのお手続きフロー



【お願い】

ご契約をいただきました際は、活動に参加なされる皆様へ保険加入の周知を必ず行って下さい。また、参加者の中に未成年者の方、高齢者の方、障害者(知的障害者や精神障害者)の方などが含まれる場合には、ご本人のほかに、ご家族の方へも周知をお願いいたします。また、ご契約後に事故が起きました際には、事故のあった日時、場所、おケガをなされた方の氏名や連絡先、事故の状況などの詳細を、弊社(サービス24フリーダイヤル 0120-25-7474【受付時間:24時間・365日】)まで、事故の日から30日以内にご連絡をさせていただきますよう、お願いいたします。

※1 お見積依頼書やお申込依頼書をお電話や電子メールにてお申し付けいただいても構いません。

※2 お電話をいただく際や電子メールをいただく際は、「地域協議会の〇〇〇〇〇」と団体名をお知らせ下さい。

(注)お電話やファクシミリをいただく際は、番号のおかけ間違いのないよう、また、電子メールをいただく際は、送付先メールアドレスのお間違いのないよう、くれぐれもご注意下さい。

◆このご案内はごく簡単な説明を記載したものです。商品内容の詳細およびご不明な点につきましては、同封のパンフレットをご覧くださいか、お手数ですが弊社または取扱代理店までお問い合わせ下さい。

引受保険会社 **日新火災海上保険株式会社**
大津サービス支店

〒520-0806
 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)
 Tel (077)522-4077 Fax (077)523-3463
 担当:日足・井上
 営業時間:平日9:00~17:00 (土日祝日は休日となります。)

取扱代理店 **有限会社 ティオ**

〒524-0031
 滋賀県守山市立入町365番地の5
 Tel (077)514-0333 Fax (077)514-0334
 E-mail / tio@iaa.itkeeper.ne.jp
 担当:田中 携帯電話:090-1969-0000
 営業時間:平日9:00~17:00 (土日祝日は休日となります。)